



税のお知らせ

3月の納税等

介護保険料／第6期

農業集落排水処理施設使用料／第6期

保育料／3月分

納期限／4月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジツト納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替の利用もできます。

軽自動車税の手続きは期日以内に

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主である使用者)に課税されます。

軽自動車等を購入・譲り受けたなどで取得された場合は15日以内に廃車や譲り渡した場合は30日以内に必ず役場・運輸支局・軽自動車検査協会で手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまうなど正しい課税ができません。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。

手続きを販売店等の第三者に依頼される場合、手続きが完了しているかどうか必ず確認をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り消すことはできません。また、毎年3月は、窓口が大変混雑します。3月中旬までなど、なるべく早く手続きを済ませていただくようお願いいたします。

原動機付自転車や小型特殊自動車(トラクターやフォークリフトなど)は、一時的に使用しない場合による廃車はできません。また、公道を走らない場合でも、課税対象となるため、取得された場合は15日以内に登録の手続きをしてください。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税種別割は全額課税されます。

口座振替をご契約の場合、特定の車両分のみ口座振替を停止する

ことはできません。1年分のみ軽自動車税種別割を現金払いにした場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出する必要があります。□頭でのご依頼は受付できませんので、ご了承ください。

●問合せ先

総務部税務課

税務課窓口で発行できる主な証明書について

税務課の窓口で発行できる主な証明書について紹介します。

1. 所得等証明書

新年度の証明書は毎年6月1日から発行されます。

① 所得証明書

前年の1月1日～12月31日までの1年間の所得金額が記載されています。

② 課税・非課税証明書

所得証明の内容に加えて、村県民税の年税額や扶養控除、医療費控除などの所得控除額も記載されています。

2. 固定資産証明書

新年度の証明書は毎年4月1日

から発行されます。

① 課税台帳登録事項証明書

1月1日現在に所有している土地・家屋の所在地、地目、地積(床面積)等が記載されています。

② 評価額証明書

課税台帳登録事項証明書の内容に加えて、評価額が記載されています。

③ 価格通知書(登記用)

記載内容は評価額証明書と同じですが、使用目的が登記に限られます。

④ 公課証明書

評価額証明書の内容に加えて、税額が記載されています。

3. 納税証明書

各税目の年税額、納付済税額、未納税額を記載します。まだ納期が来ていない税金については、「納期未到来」と表示します。

また、車検の際に必要な軽自動車税種別割の継続検査用納税証明書は、過去も含めて未納がない場合のみ発行できます。

●本人確認・委任確認の方法について

証明書申請時の「本人確認」において運転免許証等の官公署が発行した書類(顔写真付き)が必要となります。委任確認では、委任状が

必要です。軽自動車税の継続検査用納税証明書については、委任状または車検証(コピー可)の提示が必要ですが。

●手数料

1通200円です。ただし、証明書によっては手数料が異なりますので、窓口またはお電話にてご確認ください。

●郵送での申請

郵送でも申請することができます。次の書類を郵送してください。
 ・申請書(村公式ホームページの「暮らし」↓税金↓税金に関する主な証明)よりダウンロードできます。
 ・申請者の身分証明書のコピー
 ・切手を貼った返信用の封筒
 ・定額小為替(郵便局で購入できます)。

※原則、郵送での請求は納税義務者本人のみできます。返送先も納税義務者本人の住所へ返送させていただきます。
 ●問合せ先
 総務部税務課

税の納付は期限内に

住民の皆さまに納めていただく

税は、まちづくりや住民の皆さまの暮らしを支える大切な財源です。大部分の方は期限内に納付されていますが、納付いただけていない方もおられます。

●滞納の場合

何れも連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行います。税に充当することになります。

- ①督促状を送付
- ②電話や文書にて納税を催告、税を徴収
- ③財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押さえを実施
- ④差し押さえた不動産等の公売を行い滞納している税に充当

●納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって納期までに納付が難しいという方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早めにご相談ください。

●問合せ先

総務部税務課

救命講習会参加者募集

誰もがいつ、どこで病気やけがなどで倒れるか分かりません。倒れている人には一刻も早い救命処置が必要です。そこにいるあなたにしか救えない命があります。ぜひこの講習会に参加して心肺蘇生法を学びましょう。

■普通救命講習Ⅰ(3時間コース)

●日時 3月17日(日)午前9時～正午

●場所 海部南部消防組合消防署(飛島村)

●申込期限 3月8日(金)

●内容

- ・成人を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用法
- ・止血法

●定員 32名

●受講資格

在住(小学5年生以上)または在勤の方

●受講料 無料

●申込方法

電話で受け付けています。講習修了者には、修了証を発行します。

●申込み・問合せ先

海部南部組合消防本部消防課

☎5213111

FAX 5213114

警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況 (令和6年1月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
令和5年1月~12月	1	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
令和5年1月~12月	1	5	4	0	4
1月	1	1	0	0	2
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
令和5年1月~12月	4	0	0	1	
1月	1	0	0	0	